の一、五六六の二、至孝農字天狗岩二二九の一から二二九の四まで、二三〇、二三一の一から二三一の四まで、羽出西谷字宮のさこ六七七の一、六七七の八、六七七の一〇、字魚ケ原八〇四、八三一の一、八三一の三、八三一の四、字瀧谷一一七四の三、一一七六の七、字竹谷口一六、一七の一、一七の二、一八の二から一八の四まで、一八の八、字かじや上一九の一四、一九の一六、奥津川西字水村五二二の一から五二二の五まで、字水村東五二三の一、字水村大畑五二四の一、字海内谷八七九の一、羽出字きわ石四一〇の二、字きわ石谷四一七の五、四一七の六

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字河原谷奥五五一の六七、五五一の六八、五五二の一、五五七の一、五五七の二、五六二の六、字河原谷五五四から五五六まで、五六八の一、五六八の二、五七三の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁並びに新見市役所及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年八月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県津山市阿波字落合中山三〇三四の一から三〇三四の二二まで、字地蔵ケ鳴三〇三八の一から三〇三八の六まで、字堂敷北平三〇四〇の二、三〇四〇の一二、三〇四〇の一四、三〇四〇の四〇から三〇四〇の四二まで、三〇四〇の四五、三〇四〇の四七から三〇四〇の四九まで、三〇四〇の六二、三〇四〇の六三、三〇四〇の六八から三〇四〇の七三まで、三〇四〇の八七、三〇四〇の八八、字落合中山東三〇三九の一から三〇三九の六まで、字尾所奥二一一七の一から二一一七の六まで、二一一七の八から二一一七の一六まで、二一一七の一九から二一一七の五一まで、二一一七の五三から二一一七の五八まで、二一一七の六一から二一一七の七四まで、苫田郡鏡野町富東谷字出合九四一の二、九四一の七、真庭市栗原字釜ノ口東北三〇三八の二、字釜ノ口南三〇三九の一、字梅木峪三〇四〇の二、字神木東三〇四一の一、字本谷東三〇六四の二、字孫三　三〇六五の二、字湯船三〇六六の二、字岩田横路三〇六七の一、三〇六八の二、字小野留上三〇八三の二、字ノボセ山三〇八四の一、三〇八四の三、字ノボセ山尻三〇八五の一、字家ノ奥三〇八七の二、字仮俣峪三〇八八の一、字嘉右エ門畑三〇八九の一、字野口三〇九〇の一、三〇九〇の二、字九平滝三〇九一の二、三〇九一の三、字光明滝三〇九二の一、三〇九二の二、字釜岩平三〇九六の二、字下休場三〇九七の一、字上休場三〇九八の二、字金剛畑三〇九九の一、字稗田三一〇〇の二、字ゴゴロ三一〇一の一、字荒神ノ上三一〇二の二、蒜山上長田字蒜山一〇四〇の一、一〇四〇の三、一〇四〇の四

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県苫田郡鏡野町香々美字天満一七六の四、字桜谷二一五、二四〇の一、字**舛**形二三九の一四、羽出字六ツ合左平一六〇一の二、字与平治一七八〇の二、一七八〇の一三から一七八〇の一七まで、津山市加茂町公郷字押ケタワ二一七九の九一、二一七九の一一七、二一七九の一一八、二一七九の一七九、二一七九の二〇七から二一七九の二一四まで、二一七九の二一八、二一七九の二一九

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字押ケタワ二一七九の二〇七・二一七九の二〇九から二一七九の二一一まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁並びに関係市役所及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百七十六号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十九条の十二第一項の規定に基づき、次のとおり認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定を取り消したので、同法第七十四条の二第一項第一号の三の規定に基づき、告示する。

平成二十三年八月四日

経済産業大臣　海江田万里

名称（事業所の名称を含む。）	事業所所在地	取り消した認定の種類	取り消し年月日
コスモ石油株式会社千葉製油所	千葉県市原市五井海岸2番地	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十三年六月三十日

○国土交通省告示第八百二十二号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十三年七月二十七日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年八月四日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4750号	船外機（小型船舶用）	00202F	THAI SUZUKI MOTOR CO., LTD.	①プロペラの取付方法の変更 ②ドックラッチの形状の変更 ③点火装置の変更

○農林水産省告示第千四百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年八月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県新見市大佐小阪部字大佐権現西北二二三五の六、二二三五の四九

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）